

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

緊急事態宣言の再延長に伴う豊中市立小中学校の今後の学校教育活動について

日頃は、本市学校教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、国において大阪府に対し発令されている緊急事態宣言が再延長となりました。

このことを受け、緊急事態宣言下における本市の学校教育活動について、下記の通り対応することとしましたのでお知らせします。なお、学校教育活動の内容については、5月10日付「緊急事態宣言の延長に伴う豊中市立小中学校の今後の学校教育活動について」から部活動に係る部分を除き変更はございません。

記

1. 緊急事態宣言の再延長期間

令和3年(2021年)6月1日(火)～6月20日(日)

2. 学校教育活動について

学校においては、引き続き、感染拡大防止対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態の学校教育活動を継続することとします。なお、感染拡大により不安を感じて登校できない子どもたちには、オンライン等を活用した学習支援を行います。

児童生徒および教職員の昼食時における感染防止対策については、これまでの対策に加えて、食事時の黙食、一定の距離をとる、換気についてより一層の徹底を図ります。

また、校外学習や宿泊をとまなう行事などについては、緊急事態宣言期間において実施を予定しているものについては、延期または中止とします。

部活動については、引き続き原則休止としますが、豊中市の感染状況等を踏まえ、以下のとおりとします。

(1) 公式戦やコンクール等への出場等にあたっての必要性や部活動における生徒の実態、学校の感染リスク等を鑑み、学校が実施を判断する場合には、感染拡大防止対策を徹底したうえで、活動時間を平日1時間以内とし、実施することができます。ただし、感染リスクの高い活動は行いません。

(2) 土日祝の活動及び他校との練習試合や合同練習等は引き続き中止としますが、公式戦やコンクール等の参加に向けて、学校が必要と判断する場合は、自校での活動に限り、土日祝は2時間以内の活動を実施することができます。ただし、感染リスクの高い活動及び昼食等、食事を伴う活動は行いません。また、更衣やミーティング等を行う際の感染拡大防止策を徹底します。

なお、これまでは、公式戦やコンクール等の当日から1週間前の期間に限り土日祝の活動可能としていましたが、暑熱順化^{*}に一定の期間を要することから、期間制限は設定せず、熱中症対策を十分に講じながら活動を行うこととします。

※ 暑熱順化

暑い日が続くと、体がしだいに暑さに慣れて暑さに強くなること。暑熱順化は、「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる毎日30分程度の運動を継続することで獲得できる。実験的には暑熱順化は運動開始数日後から起り、2週間程度で完成するとされている。

- (3) 公式戦やコンクール等に参加する際は、学校として主催団体が十分な感染症対策を講じていることを確認するとともに、参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じます。

3. 家庭における感染拡大防止対策について

お子様ご本人をはじめ、同居ご家族に発熱等、かぜ症状がみられる場合やPCR検査を受けることになった場合に登校させないこと、毎朝の検温、健康観察、登校時のマスクの着用、手洗い、咳エチケットの徹底等について、一層のご協力をお願いします。お子様ご本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合も、速やかに学校へ連絡をお願いします。

保護者のみなさまには、不要不急の外出・移動の自粛、手洗い、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

4. 放課後子どもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

5. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報の保護について、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。